

服務相談員制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市消防職員服務規程（平成10年訓令第5号。以下「服務規程」という。）第9条の規定に基づき服務相談員の種別及び職務等について規定する。

(服務相談員の種別)

第2条 服務相談員は、総括服務相談員及び服務相談員とする。

2 総括服務相談員は、川崎市消防局職員不祥事防止委員会の委員長をもって充てる。

3 服務相談員は、人事課長をもって充てる。

(総括服務相談員及び服務相談員の職務)

第3条 総括服務相談員は、服務規程の遵守及び服務規律の確保を徹底するため、消防局の服務に関する事項を統括するとともに、服務相談員と緊密な連携を図り、必要に応じて服務相談員に助言又は指示を与えるものとする。

2 服務相談員は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 服務に関する職員からの相談に応じ、必要な助言又は指示を与えること。

(2) 服務規程第7条第3項に規定する届け出を受理し、了承又は必要な指示を与えること。

(3) 総括服務相談員に職員の服務に関する事項を報告すること。

(4) 川崎市消防局職員不祥事防止委員会、幹部会議等において服務に関する情報提供又は注意喚起を行うこと。

(5) 服務規程第7条各号に規定する事項について、職員からの報告等に基づき、関係業者等に必要な注意を与えること。

(6) その他服務規律を確保するための必要な措置を行うこと。

3 総括服務相談員及び服務相談員は、その職務の遂行に当たっては公正を旨

とするとともに、職員のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

4 服務相談員は、川崎市職員服務規程（昭和35年訓令第3号）第10条に規定する服務監察を担当する職員及び川崎市消防局服務監察規程（平成10年訓令第6号）第2条に規定する服務監察員と連携を保ち情報の交換に努めなければならない。

（その他必要な事項）

第4条 その他必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月9日から施行する。